

産業競争力会議（第8回）

議事次第

日時：平成25年5月14日
17:30～19:00
場所：官邸4階大会議室

1. 開会
2. これまでの検討事項の整理
3. 関係会議における検討状況
4. 閉会

配布資料：

資料1：これまでの検討事項の整理

資料2：稲田再チャレンジ担当大臣提出資料

資料3：森女性活力・子育て支援担当大臣兼内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画）提出資料

資料4：山本知財戦略担当大臣提出資料

資料5：山本情報通信技術（IT）政策担当大臣提出資料

資料6：谷垣法務大臣提出資料

資料7：稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）提出資料

資料8：規制改革会議の活動報告（5月－①）

これまでの検討事項の整理

分野	主な論点(総理指示等)	関係会議等	
ニッポン産業再興プラン	産業の新陳代謝の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○今後5年間を「緊急構造改革期間」とする政策パッケージの策定。 ○コーポレートガバナンス強化のため会社法改正に向け作業。 ○機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方の検討。 	
	人材力強化	<ul style="list-style-type: none"> ○意欲と能力に富む全ての学生に留学の機会を与える環境整備。 ○国立大学の運営費交付金の戦略的配分、人事給与システムの改革、外国人教員の採用拡大を軸とした改革パッケージの取りまとめ。 ○高度外国人材ポイント制の見直し。 	教育再生実行会議 出入国管理政策懇談会
	雇用制度改革	<ul style="list-style-type: none"> ○成熟産業から成長産業へ「失業なき円滑な労働移動」を図る。 ○職種・労働時間等を限定した「多様な正社員」モデル確立の施策具体化。 ○民間人材紹介サービスを最大限活用するための方策の具体化。 ○待機児童解消策を抜本的に強化、加速化するための方策の具体化。 ○女性の活躍推進のための対策の強化するための方策の具体化。 	若者・女性活躍推進フォーラム
	科学技術イノベーション・ITの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○総合科学技術会議の司令塔機能の抜本的な強化策を具体化。 ○府省横断型の研究開発プログラムの創設を検討。 ○知的財産・標準化戦略の強化。 ○IT利活用の裾野拡大に向け規制・制度改革のアクションプラン策定。 ○公共データの民間開放推進のためのルールを整備。 	総合科学技術会議 知的財産戦略本部 IT戦略本部
	エネルギー・環境制約	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー・環境戦略をゼロベースで見直し、責任あるエネルギー政策を構築。 ○25%削減目標をゼロベースで見直すとともに、技術で世界に貢献していく、攻めの地球温暖化外交戦略を組み立てる。 	
	立地競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の特区の現状を検証し、国の主体的な関与を高める方向で、抜本的な強化を検討。 ○公共施設の運営を民間に委ねる方式の活用を拡大。 	国家戦略特区(仮称)ワーキンググループ
戦略市場創造プラン	健康長寿	<ul style="list-style-type: none"> ○日本版NIH創設の具体化、国際医療協力の中核機関の活用。 ○薬事法改正法案、再生医療安全性確保法案を今国会に提出。 ○保険者や個人の、疾病等予防、健康増進活動への取組に対する具体的なインセンティブ措置を早急に具体化。 ○医薬品販売などのネット上でのサービスに係る規制の在り方など、新しいIT社会の実現にあたっての規制改革、ルールづくり。 	健康・医療戦略推進会議 医薬品インターネット販売検討会
	クリーンエネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にも配慮した高効率の石炭火力を活用するため、環境アセスメントの手続を明確化。 ○「電力システムに関する改革方針」に沿った法案を今国会に提出。 	
	次世代インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ○「インフラ長寿命化計画」の策定を推進。 ○自動車の自動運転技術の早期確立と公道走行へ向けた環境整備の方策を検討。 	
	地域資源	<ul style="list-style-type: none"> ○「攻めの農林水産業」の展開に向けて、大胆な対策の具体化。 ○農業と流通、IT、金融など多様な業種との協力、事業提携を加速。 ○分散した農地を整理・集約化するための中間管理機構を都道府県レベルで整備。 ○農水産品の輸出について、国別・品目別の輸出戦略を推進。 ○東南アジアに焦点を当て、ビザ要件の緩和等を検討。 ○訪日観光の推進について、海外番組放送枠の獲得など、クール・ジャパン戦略の取組と連携し、日本のブランド価値の引き上げ。 	攻めの農林水産業推進本部 観光立国推進関係会議
国際展開戦略	世界に打って出る	<ul style="list-style-type: none"> ○交渉参加を表明したTPP、また、交渉を開始した日中韓FTA、RCEP、日EU・EPAといった様々な経済連携について、国益の確保を大前提として戦略的に推進。 ○エネルギー・鉱物資源の海外権益確保と我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を推進。 	経協インフラ戦略会議 クールジャパン推進会議
	日本に惹きつける	<ul style="list-style-type: none"> ○日本のコンテンツやファッション、文化・伝統の強みを産業化し、それを国際展開するための官民連携による推進方策及び発信力の強化について検討。 	

(注)規制改革会議は多分野にまたがるため、「関係会議等」には記載していない。

第 8 回産業競争力会議提出資料

我が国の若者・女性の活躍推進のための 提言（案）要旨【若者部分】

平成 25 年 5 月 14 日

再チャレンジ担当大臣 稲田 朋美

我が国の若者・女性の活躍推進のための提言（案）要旨

平成 25 年 5 月 14 日

若者・女性活躍推進フォーラム

I. はじめに

すべての人が、意欲さえあれば、何度でもチャレンジし、活躍できるような社会を作ることが、成長戦略の基本方針。特に、若者と女性の活躍を積極的に推進することで、成長の原動力としていくことが重要。

しかし、若者については、以下のような様々な課題が山積。

第一に、学校から職場への接続においては、中小企業の採用意欲は旺盛ながら、企業側の不十分な情報発信や学生側の根強い大企業志向等もあり、企業と学生との間でミスマッチが発生。また、バブル崩壊後の低迷やリーマンショックを受けて、若者にとって良好な雇用機会が減少。結果として、近年、大学等の高等教育機関を卒業した者のうち、進学せず未就職又は一時的な仕事に就いている者は年間 10 万人超。

第二に、就職活動の早期化等の影響もあり、海外への留学者数が、2004 年以降減少傾向。また、安定志向のためか、若者の起業率も大幅に減少。若者が国際的な感覚・能力を伸ばし、起業によって新たなビジネスチャンスを広げようとする動きが鈍化。

第三に、卒業後においては、ニート・フリーターに向けた十分なキャリア・コンサルティングを行う体制にないハローワークも存在するほか、社会人となった若者が、キャリアアップに向けた学び直しをしようとした場合にも、様々な問題が山積。

将来の我が国を担う若者たちには、「世界に勝てる若者」として活躍することを期待。そのためには、上記の課題について、抜本的な解決を図るため、これからの成長産業を支える高度な人材を育成するなど若者にもっと能力を伸ばしてもらう必要。

<女性部分>

なお、若者・女性ともに様々な選択肢の中から個々のライフスタイルに合わせた働き方を選ぶことができるようにしていく必要。

以上の観点から、本年 2 月以降、本フォーラムにおいて、様々な有識者等に出席していただき意見を伺い、以下の提言を取りまとめ。今後、提言の実現に向けた工程を明らかにし、着実に推進。

II. 若者の活躍推進のための提言

【現状認識】

- 若者が能力や意欲を生かして社会で活躍していくには、様々な課題が山積。
 - ① 中小企業における採用意欲は旺盛ながら、企業側の情報発信が不十分、また、中小企業の側では、就職後、十分な能力開発を行えるか不安との声。他方、学生側は、一般に職業意識が不足、また、大企業志向も根強く存在。結果として、企業と学生との間でミスマッチが発生。
 - ② 就職活動が早期化・長期化し、学修時間の確保や海外留学による多様な経験を阻害。
 - ③ 起業に占める若年層の比率は過去最低水準にまで低下、開業数低下の一因。
 - ④ ニート・フリーター対策には十分なキャリア・コンサルティングが必要であるとされるが、人手不足から対応困難なハローワークも少なからず存在。
 - ⑤ 社会人となった者が転職や昇進のために大学等で学び直しをしようと希望した場合、大学等に企業の求めるプログラムがない、経済的に難しい等の様々な問題が山積。
- 政府として、人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立ち、教育界及び経済界と一体となって、上記課題の解決、人材育成体制の構築に取り組むことが何よりも必要。

【直面する課題と抜本的解決に向けた具体的方策】

1. 民間の知恵を活用したキャリア教育充実、就職支援機能向上

- 大学等の高等教育機関を卒業した者のうち、進学せず未就職又は一時的な仕事に就いている者は、上記【現状認識】で挙げた要因等から、ここ数年10万人を超える高水準で推移。以下の施策について、重点的に取り組む必要。
 - (1) 在学生に対するキャリア教育・就職支援機能の強化。
 - (2) 中小企業への就職支援策の充実・強化。
 - (3) 学卒未就職者への支援の拡充。
- (1) 在学生に対するキャリア教育・就職支援機能の強化について
 - ① インターンシップに参加する学生の数の目標を設定。
 - ② 大学等と地域産業界との調整を行う仕組みを構築し、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化。

- ③ 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（平成9年9月18日）」について、関係省庁間で所要の見直しに向けて検討。

(2) 中小企業への就職支援策の充実・強化について

- ① 地域の中小企業と大学等が連携、経営者による出前講座、合同説明会等によるマッチング支援、中小企業等における職場実習の支援を全国的に展開。
- ② 詳細な企業情報・採用情報を公開し積極的に若者を採用・育成する中小企業を「若者応援企業」として位置付け、その情報発信を強化。

(3) 学卒未就職者への支援の拡充について

- ① 新卒応援ハローワーク等のジョブサポーターを通じた支援を実施。
- ② 希望に応じて、卒業後速やかに紹介予定派遣（派遣先企業への職業紹介を予定して行われる派遣）を活用することにより、正社員就職を促進。

2. 就職活動システムの見直し

- 「新卒一括採用」の採用慣行が定着し、若年失業率は、先進国の中では最低水準。他方、就職活動の早期化・長期化の結果、学生の学力と学修意識の低下等が懸念。
- 上記の点を踏まえ、政府としては、大学等、経済界と一体となって、平成27年度卒業・修了予定者（現在大学2年生等）の就職活動からの後ろ倒し（学生に対する広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降から開始、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の8月1日以降に開始）に向けて、必要な施策を実施。
- 国家公務員採用試験等についても、必要な措置を講ずるよう要請を行う。

3. ハローワークにおける思い切った民間活用

- 雇用型訓練等へ誘導するためのキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードを交付する業務等について、人手不足がちな都市部のハローワークを中心として、民間に委託。
また、ハローワークの求人情報を、民間職業紹介事業者にも提供。
- ジョブ・カードについては、民間派遣事業者の間で、派遣職員の職業能力や「スキル」の「見える化」を図るための手段として用いる方向で検討が進んで

おり、政府としてもその取組を支援。

4. 企業のニーズに即した社会人の学び直し

- 本年3月の内閣府国政モニター調査では、30代の約7割が学び直しを希望。しかし、①経済的な問題、②大学等に希望するプログラムがない、③学び直し後の就職先が見えない・処遇改善につながらない等の理由により、断念。
- 政府としては、産業構造を踏まえたステップアップ型の高度人材や、キャリア転換型の中核的専門人材の育成のため、以下の社会人の学び直し支援措置を実施していく。
 - ① 大学・専門学校等の高等教育機関が地域の産業界等と連携しながら行う、企業ニーズに対応した教育プログラム（1年程度～）の開発・実施を支援。
 - ② 対象となるプログラムは、以下の分野を中心に展開。
 - ・ ITを始めとした理工系人材及びグローバル人材等の育成。
 - ・ 育休中及び育休明け等の男女の円滑な職場復帰支援。
 - ③ プログラムの履修を支援するため、直接または勤務先企業を通じて支援。

5. 未来の地域経済を支える人材を共同で育成する仕組みの構築

- 一般に、地域の中小企業の中には、人材育成を進めていく上で、以下の課題を抱えるところも少なくないとされる。
 - ① 新入社員研修等の機会の不足。
 - ② 多様な部署を経験し、能力を開発していく機会の不足。
 - ③ 職業訓練等を実施する場合、助成金関係手続が煩瑣で、あまり利用されない。
- 地域の中小企業等が上記の課題を共同で解決するため、「地域人材育成コンソーシアム(仮称)」の組成等を支援。
 - ① 地域の中小企業等が、新人研修等を合同で行うための企画・事務手続等を支援。
 - ② 企業間での社員の出向の円滑化を支援。
 - ③ 職業訓練の欠員情報を収集し、企業に伝達し、まとめたの申し込みを支援。

6. ビジネスコンテストを活用した起業の促進

- 我が国の経済活力の源泉を創造する上で、自ら新たな事業を起こし、独自の製品・サービスを生み出す等のチャレンジに邁進する若い起業家を育成していくことが不可欠。しかし、以下のような課題が存在。
 - ① 起業は高い経営能力が求められリスクがあるにも関わらず、社会全体として起業家に対する評価やブランドが低い。社会として依然として大企業等への就職が評価される傾向。起業をしようという若者にとって国や社会全体から応援され、若者の努力が報われるという実感が乏しい。現実にも起業後は零細企業と分類され、資金の借入や優れた人材の雇用も困難。
 - ② ICT分野などでは海外企業との直接の競争が激化し、資金力がグローバルな競争力を大きく左右する状況になるなど、資金調達環境の悪い日本での起業環境が悪化。地方ではICT人材が大幅に不足し地方での起業が困難。
 - ③ 起業による成功事例や、起業の各段階で実践すべき事項、安心して参加・利用できるコンテストや支援制度・機関等の情報が不足。
 - ④ 起業の前後で支援する相談窓口が限られており、支援機関どうしの連携が不足。
 - ⑤ 金融機関系でないベンチャー・キャピタルでは、資金不足から、創業段階の起業家に対する十分な支援が困難。
- 上記課題を抜本的に解決するための以下の施策を早急に実施。
 - ① 大学等が主催するビジネスコンテストの活用
大学等で行うビジネスコンテストの成果を現実の起業に結びつけるため、政府が、中小企業・小規模事業者・学生を含む起業家を支援するためのポータルサイトの中で、信頼できるコンテスト、支援制度やベンチャー・キャピタルの情報、起業の各段階におけるハウツー情報、成功した若手起業家の活躍振り等に関する情報を順次掲載し、応援。また、大学やビジネススクール等において、起業や経営教育を充実。
 - ② 起業の種類や目的、起業を含めた経営の各段階に応じて、税理士、中小企業診断士、弁護士、地域金融機関等が連携し、きめ細かく継続してサポートする体制を地域ごとに整備。
 - ③ 産業革新機構、中小企業基盤整備機構等が出資するいわゆる官民ファンドによる効果的な資金供給の在り方を検討。また、クラウドファンディングやグリーンシートなどを活用したリスクマネーの供給拡大についても、検討。
 - ④ 起業を支えるICTなどの技術者や管理、営業の人材が円滑に得られる仕組みを検討。【4. 参照】

第8回産業競争力会議提出資料

我が国の若者・女性の活躍推進のための 提言（案）要旨【女性部分】

平成25年5月14日

女性活力・子育て支援担当、
内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）

森 まさこ

我が国の若者・女性の活躍推進のための提言要旨（案）

平成25年5月14日
若者・女性活躍推進フォーラム

I. はじめに

すべての人が、意欲さえあれば、何度でもチャレンジし、活躍できるような社会を作ることが、成長戦略の基本方針。特に、若者と女性の活躍を積極的に推進することで、成長の原動力としていくことが重要。

＜ 若者部分 ＞

少子化により生産年齢人口が減少する中で、女性の活躍を推進することは、我が国の経済社会の再生・活性化に必要不可欠。しかし、女性の就労をめぐる現状には、以下の課題がある。

第一に、我が国では、女性の労働力率が子育て期に低下する「M字カーブ」を描いているが、就業希望者は300万人超と非常に大きな潜在力。

第二に、政府は「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度」とする目標を掲げているが、企業等の役員や管理職に占める女性割合は、緩やかに伸びているものの、国際的に見ても依然として低水準。

このような状況の下、女性の中に眠る高い能力を十二分に開花させることが、日本を再び成長軌道に乗せる原動力となり、成長戦略の中核として「女性」を位置付け、取組を進めることが必要。

なお、若者・女性ともに様々な選択肢の中から個々のライフスタイルに合わせた働き方を選ぶことができるようにしていく必要。

以上の観点から、本年2月以降、本フォーラムにおいて、様々な有識者に出席していただき意見を伺い、以下の提言をとりまとめ。今後、提言の実現に向けた工程を明らかにし、着実に推進。

II. 若者の活躍推進のための提言

（略）

III. 女性の活躍推進のための提言

【現状認識】

- 女性が妊娠・出産・子育てをきっかけに勤務先を辞める主な理由は、就業時間の長さや職場の両立支援制度の不十分さ、子どもの預け先や家族の協力が得られ

ないなど仕事と家庭の両立が困難。また、一度離職すると同一のキャリアに戻るの
のが困難。

- 企業等において役員や管理職への女性の登用が進まない理由として、企業から
は、「必要な知識や経験を有する女性が少ない」「管理職になるまでに退職してし
まう女性が多い」という声。
- このような状況の下、女性が活躍できる環境整備を進めるため、以下を提言。

【直面する課題と抜本的解決に向けた具体的方策】

1. 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対 するインセンティブ付与等

「M字カーブ問題」の解消や管理職等への女性の登用促進は、企業の取組なしに
は進まない。企業の自主的な取組に対する経済的な支援、市場評価の向上に向けた
政策的な後押しが必要。

- ① 企業に対する助成金制度による支援等の充実
 - 企業に対する助成金制度や税制上の措置の活用による支援
 - 国の公共調達における女性の活躍促進や仕事と子育て・生活の両立支援
に関する評価項目の設定の可否等に関する検討 など
- ② 企業における好事例の顕彰等
 - 企業における好事例の顕彰（褒める）の拡充 等
- ③ 個別企業の役員・管理職等の登用に向けた働きかけと登用状況の開示促進
 - 個別企業の役員・管理職等の登用に向けた働きかけやキャンペーン（ま
ずは全上場企業で役員に1人は女性を登用）
 - 企業における女性の登用状況の開示促進（見える化）、人材確保支援（人
材のデータベース化等社外役員の登用拡大、キャリアアップ研修） 等

2. 女性のライフ・ステージに対応した活躍支援

女性が活躍できる社会の実現に向けては、女性のライフ・ステージに応じた多様
な働き方のニーズに対応した支援が必要。

(1) 学生や社会人のキャリア形成支援

- 多様な進路選択を可能にする男女共同参画の視点に立ったキャリア教育
の推進、理系分野を目指す女子中高生に対する支援
- 企業におけるロールモデルやメンターの普及

(2) 妊娠・出産・子育て期における継続就業に向けた支援

- ① 職場における仕事と子育ての両立に向けた環境整備
 - 育児休業や短時間勤務など多様な働き方の促進
（子どもが3歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時
間勤務を取得しやすいよう職場環境整備を働きかけ）
 - 育児休業中・復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度の創設
 - 中小企業における育児復帰支援プラン（仮称）策定の支援、育児休業者の
代替要員確保への助成
 - 次世代育成支援対策推進法の延長・強化の検討 等
- ② 女性研究者、有期契約労働者等、特に両立が困難な者に対する支援
- ③ 男性の家事・育児等への参画促進に向けた取組
 - 「イクメン」を普及するプロジェクトの拡充
 - 男性社員・管理職向けの働き方の見直し等のセミナーの実施

(3) 再就職に向けた支援

- 子育て等でブランクのある女性のスキルアップ支援（社会人の学び直し
プログラム、中小企業等の職場実習への支援）
- 子育て女性の再就職に際しての総合的な支援（マザーズハローワークの
拡充、母子家庭の母等への就業支援） 等

(4) 起業等チャレンジに向けた支援

- ① 地域活性化等に向けた起業に対する支援
 - ビジネスコンテストの活用等による起業・創業等支援、女性農業経営者へ
の支援 等
- ② 女性の起業における隘路解消に向けた支援
 - 融資等資金調達支援、ITクラウドによる経営ノウハウ支援
 - 多様な支援施策を分かりやすく案内する仕組みの構築

3. 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境の整備

男女が共に仕事と子育てを両立し、その責任を担うためには、ワーク・ライフ・
バランスの推進に向けた雇用環境の整備とともに、子育てに係る社会基盤の整備、
社会制度が働き方に関して中立的であることが重要。

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた雇用環境の整備
 - 場所や時間にとらわれない多様な働き方の普及（テレワークの普及に向け
た新たなモデル確立のための実証事業等）
 - ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点からの労働時間法制に

関する審議会における労使による総合的な議論 等

② 社会基盤の整備・社会制度の検討

- 待機児童解消加速化プランによる40万人分の保育の受け皿を確保(株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進)
- 働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討 等

4. 「隼より始めよ」の観点から、公務員における女性の採用・登用の拡大等の取組の促進

女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援については、まずは公務員から率先して取り組むことで、民間の取組を促すことが有効。

- 女性国家公務員の採用・登用などを拡大
- 配偶者の転勤に伴う離職への対応、公務部門におけるテレワークなど柔軟な働き方を推進
- 業務効率化等によるワーク・ライフ・バランスの実践を推進し、人事評価で適切に評価

知的財産戦略・標準化戦略について

— 「知的財産政策ビジョン」の策定 —

平成25年5月14日
知的財産戦略担当大臣
山本 一太

知的財産政策ビジョンにおける検討状況（産業財産権関係）

企業の海外での事業活動を支援する グローバル知財システムの構築

1. アジア共通の知財システムの構築

- ▶ 今後一層重要度を増すアジア新興国において、知的財産権を的確に取得・活用することは、事業を有利に進める上で極めて重要。
- ▶ 日本の審査スタイルをアジアスタンダードにし、日本企業がアジア新興国においてホームゲーム感覚で知財戦略を実行できるよう、担当規模の審査官の派遣を通じた審査協力・人材育成、特許審査ハイウェイの拡充等を推進。

2. 国際的な知財制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

- ▶ 世界から優秀な人材やイノベーション投資を呼び込むとともに、グローバルに展開できる魅力ある知財制度を構築することが必要。
- ▶ 企業・発明者にとって利用しやすいプロイノベーションの知財制度を構築するため、最終処分までの期間を含む特許審査の迅速化、事業戦略対応まとめ審査の導入、中国特許文献等を日本語で検索可能な環境の整備、任期付審査官の維持・確保等の特許庁の審査体制の強化を推進。また、職務発明制度、営業秘密保護に関する制度、基準認証体制を整備。

3. グローバル知財人財の育成・確保

- ▶ 我が国企業が激しい国際競争を勝ち抜くには、グローバル市場でのビジネスを見据えた事業戦略的な知財マネジメントを実行できる人財の確保が必要不可欠。
- ▶ 政府機関が中心となって民間セクターと連携しつつ世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を育成・確保するための場を整備。

中小・ベンチャー企業等における 知財マネジメントの強化

1. 海外での知財の権利化から権利行使までを一貫通貫で支援するグローバル展開支援体制の整備

- ▶ 企業の海外展開については、様々な支援策を講じているが、その更なる充実を求める声は多い。特にアジア地域を中心とする模倣品への対応等について政府支援を求める声は大きい。
- ▶ 今後の日本企業の海外展開の重要性を踏まえ、海外出願費用支援の拡充や、在外公館・ジェトロの体制強化等を推進。

2. 知財活用支援策の一層の推進

- ▶ 平成24年4月に減免制度の拡充を行ったところ。今後、手続きの簡素化や料金減免の一層の拡大などを視野に入れ、中小・ベンチャー企業の活性化を一層推進。
- ▶ 中小・ベンチャー企業等の知的財産活動の活性化のため、更なる料金減免の拡充など支援策を推進。

3. 知財総合支援窓口等の機能強化

- ▶ 中小・ベンチャー企業が事業戦略に即した適切な知財マネジメントを実践できるよう、よりきめ細かな支援を実施していくことが必要。
- ▶ 中小企業等の様々な経営課題に、きめ細かく総合的に対応するため、企業OJB、弁理士等を活用した知財総合支援窓口の機能の強化、地域金融機関等も巻き込んだ地域知財支援ネットワークの強化等を推進。

知的財産政策ビジョンの策定と今後の行動計画

6月上旬を目途に知的財産政策ビジョンを閣議決定

小泉総理による知的財産立国宣言後10年間の我が国の取組の検証と、今後10年を見据えた政策課題を設定

長期
(10年)



6月末を目途に「知的財産推進計画2013」を知的財産戦略本部(※)決定

※総理を本部長とし、全閣僚と有識者10名により構成。

(知的財産推進計画は毎年策定)

短期
(1～2年)
中期
(3～4年)

【知的財産推進計画2013】

「知的財産政策ビジョン」を受けた初年度の行動計画として策定するもの

- ・ 「知的財産政策ビジョン」に示された政策課題に沿って、工程表を作成し、具体的施策(短期・中期)の内容・達成時期・実施府省等を策定
- ・ 実施状況を毎年知的財産戦略本部でフォローアップ

新たなIT戦略(安倍ビジョン)の検討状況

平成25年5月14日
IT政策担当大臣 山本一太

総理指示・発言

◆第3回日本経済再生本部(平成25年1月25日)

情報通信技術(IT)政策担当大臣は関係大臣と協力して、省エネ社会の実現、遠隔医療の実現、自宅で働ける環境の整備等幅広い分野でIT技術が活用される世界最高水準のIT社会を実現するべく、IT政策の立て直しを検討すること。

◆第60回IT総合戦略本部(平成25年3月28日)

○「ITインフラ」は早い段階で世界トップレベルになったが、「IT利活用」は、相当遅れている。「世界最高水準のIT社会」を「IT利活用」も含めて実現することを大きなテーマにし、そのための具体策にも踏み込む。

○「IT利活用」の裾野拡大により、高齢者が遠隔医療など「在宅」で質の高い医療や介護、生活支援サービスを受けられる社会、女性や若者が「テレワーク」を通じ多様な働き方を選択できる社会、国民の命を守る「防災」や「交通事故ゼロ」など安心・安全な社会を実現する。

○産業面でも、地理空間情報や顧客情報など「ビッグデータ」を活用したベンチャーや新サービスが次々に生まれる環境を整備する。農業の新しい生産方式やビジネスモデルを構築する。政府自身も、ITを使って大胆に仕事の進め方を変えるなど、自己変革を進めていく。

○このため、IT戦略本部で次の3つの課題に取り組む。

- ①ITの利活用による新しい成功モデルの提示と実証、標準化を通じた民間投資の促進、人材育成。
- ②対面を前提とする医薬品販売などのネット上でのサービスに係る規制の在り方、データ活用とプライバシー保護の両立など、新しいIT社会の実現にあたっての規制改革、ルールづくり。
- ③情報セキュリティを確保したうえで、公共データの民間開放と電子行政を進める。産業界にも新しいワークライフ・バランスの実現に障壁となる企業慣行や業務プロセスの見直しを求める。

○IT戦略は成長戦略の柱。司令塔の山本大臣を中心に、関係閣僚が一丸となり具体的成果を挙げることが求められる。政府CIOも、私や山本大臣がバックアップするので進言して欲しい。省庁縦割りを打破していくことを宣言する。

新たな戦略の検討体制

○「IT戦略起草委員会」の設置

- ◆ 新たな戦略の素案を議論・検討するため、IT総合戦略本部の下に「IT戦略起草委員会」を設置(3月28日IT戦略本部決定)

○「IT戦略起草委員会」構成員

- ◆ IT戦略本部の有識者本部員全員(計10名)で構成(委員長は政府CIO)
- ◆ 内閣官房(IT政策担当大臣等)、総務省及び経済産業省(政務クラス)も出席

①	飯泉 嘉門	徳島県知事
②	遠藤 紘一	政府情報化統括責任者(政府CIO)
③	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
④	中鉢 良治	ソニー株式会社取締役代表執行役副会長
⑤	野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
⑥	濱 逸夫	ライオン株式会社代表取締役社長
⑦	松本 行弘	Rubyアソシエーション理事長
⑧	三浦 惺	日本電信電話株式会社取締役会長
⑨	村井 純	慶應義塾大学環境情報学部長
⑩	渡辺 捷昭	トヨタ自動車株式会社相談役

○「IT戦略起草委員会」の設置

- ◆ 4月12日に第1回を開催し、これまで計3回開催(それ以前の有識者懇談会を含め計5回開催)

2

IT戦略の基本的考え方(素案)

1. 基本的考え方

- 成長戦略の柱であるIT戦略により、「世界最先端のIT国家としての日本を取り戻し」、経済再生に貢献することを目指す。
- 環境、エネルギー、少子高齢化等の我が国が抱える社会的課題解決に、IT・データの利活用が重要な横串ツールとして貢献し、成功モデルを世界へ提示することを目指す。
- このため、「ITインフラ」と「IT利活用」の2つの面で、「世界最高水準のIT社会」を実現することを目指し、遅れている「IT利活用」の裾野を拡大し、「世界最高水準のIT利活用社会」の実現を目指す。
- 「情報資源」を新たな経営資源と位置づけ、情報資源の活用による経済成長・社会的課題解決を目指す情報資源立国を実現する。
- IT総合戦略本部が省庁横断で横串を刺し、省庁の縦割りを打破し、強力に推進。
- 今後5年程度の期間(2020年まで)で実現すべき社会と取り組みを提示。

2. ITの利活用の裾野拡大により目指すべき姿・社会

- (1)革新的な新産業の創出、全産業を成長産業とする社会へ
IT・データの利活用による新産業・新事業を創出、既存産業／事業を成長させるとともに、地域の活性化を実現。
- (2)国民が安心して生活でき、世界一安全で災害に強い社会へ
医療・介護、エネルギー、防災・減災などの分野において、IT・データを利活用した新しい社会システムを構築し、様々な社会問題を解決し、人々が安心して快適に生活できる社会を実現。
- (3)公共サービスが誰でもどこでもいつでも受けられる社会へ
官民協働により、利用者視点で安心して使いやすい電子行政オンラインサービスを実現。

3

目指すべき社会・姿を実現するための取り組み(素案)

3. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み(例)

(1) 革新的な新産業の創出、全産業を成長産業とする社会へ

- 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進
公共データの案内・横断的検索が可能な「データカタログ」を整備、先進国並みの公開内容を実現。
- パーソナルデータの流通・促進
パーソナルデータの利活用のルールの明確化等に取り組むとともに、プライバシー保護に係る新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を策定。

(2) 国民が安心して生活でき、世界一安全で災害に強い社会へ

- 健康寿命の延伸
医療情報連携ネットワークを全国へ展開し、多様な主体が情報連携を行い超高齢化社会においても安心して医療・介護等を受けられるしくみを整備。
- 命を守る防災・減災体制の構築
すべての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手可能となる防災情報インフラを構築。
- 効率的なエネルギーマネジメントの実現
デマンド・レスポンスの実用化により、地域レベルでの効率的なエネルギーマネジメントを実現。
- 世界で最も安全で経済的な道路交通社会の実現
ITSの推進により、環境にやさしく、世界一安全な道路交通社会を実現。

(3) 公共サービスが誰でもどこでもいつでも受けられる社会へ

- 利便性の高い電子行政サービスの提供
社会保障・税番号制度の導入を契機に、業務改革を進め、利用者が望むワンストップサービス・プッシュサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供。
- 国・地方を通じた行政情報システムの改革
情報システム数(2012年度:約1,500)を半数まで削減、原則クラウド化し、運用コストを大幅に圧縮する。
- ガバナンス強化
「日本版ITダッシュボード」の整備・運用し、効率的なIT投資の管理を実現。

利活用の裾野拡大を支える基盤(素案)

4. 利活用の裾野拡大を支える基盤

(1) 人材育成・教育

- 教育のIT環境を実現
1人1台の情報端末配備、無線LAN環境整備、デジタル教材活用等、IT教育環境を実現
- 国民全体のITリテラシーを実現
初等教育から大学、社会人に至るまで、年代層別に、ITに関する知識を身につけるための取り組みを推進し、国民全体のITリテラシーを実現
- 国際的にも通用・リードする実践的な高度なIT人材の育成
産業界と連携して、インターンシップを含め、実践的な専門教育プログラム等を構築し、国際的にも通用・リードする高度なIT人材を育成

(2) 規制改革・制度の見直し

- オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備として、データの活用とプライバシー保護との両立に向けたルールづくりを、IT総合戦略本部の下に、新たに検討の場を設け、検討。
- 対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含め、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度(運用解釈が明確でないものも含む)の精査・検討を行う。本年中目途に、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」(仮称)をとりまとめ。

(3) ITインフラ

- 低廉かつ高速のブロードバンド環境が提供できるよう、事業者間の公正競争条件の確保等、競争政策を推進し、世界最高水準のブロードバンド環境を引き続き確保する。

(4) サイバーセキュリティ

- 新たな戦略について、情報セキュリティ政策会議において検討中。

推進管理体制・推進方策(素案)

5. 推進体制・進め方

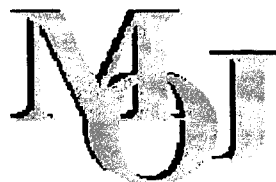
(1) 推進体制

- 本戦略のPDCAサイクルを回す推進管理体制として、IT総合戦略本部の下に、政府CIOを中心とした専門調査会を設置。
- 電子行政、新産業、農業、医療・健康、防災・減災、人材育成等の重点分野については、専門調査会の下に、分科会を設置し、当該分野に係る戦略の推進に必要な具体的方策の検討、ロードマップの作成及び取組状況の評価等を実施。

(2) 成功モデルの実証

- 関係各府省が連携し、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報、農業、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、教育等の重点課題について、ITを活用して総合的に解決するプロジェクトを分野複合的に行う。
このため、IT総合戦略本部において、課題や地域を特定し、各省の予算等政策資源を集中的に投入し、成功モデルを実証・提示。

高度人材ポイント制の見直しの 方向性について



平成25年5月14日(火)

法務大臣
谷垣禎一

高度人材ポイント制の見直しの方向性（外国人受入れ制度分科会における結論）

高度人材認定における評価の見直し

- 年収要件等に係る見直し
例：高度学術研究活動について、研究実績の評価項目のポイントを引き上げることも含め、年収要件等に関する見直しを行う。
- 年収として認める報酬の範囲に係る見直し
例：高度専門・技術活動及び高度経営・管理活動について、所属機関の海外親会社などの関係機関から受ける報酬を年収要件の判断に反映させることができるようにする。
- ボーナスポイント項目に係る見直し
例：MBA等一定の資格取得事実をボーナスポイント項目として追加する。

優遇措置の見直しの方向性

- 永住許可に係る優遇措置の見直し
 - 労働市場や社会保障制度への影響に配慮し、在留状況の的確な把握等の措置をとることを前提として、永住を認める要件としての在留歴を短縮する。
 - 永住が認められた後も継続して優遇措置の適用を受けることができる措置を講じる。
- 親・家事使用人の帯同に係る優遇措置の見直し
 - 親・家事使用人の帯同に係る優遇措置を一層利用しやすいものとするための見直しを行う。

高度人材外国人受入推進のための国家戦略的検討の強化

- 高度人材外国人の受入れを本格的に推進するためには、出入国管理上の優遇措置にとどまらず、他の行政分野における施策を含む総合的な受入推進を図るため、国家戦略的な検討を強化すべきである。

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

制度の概要・目的

高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を平成24年5月7日より導入。

高度人材の活動内容を高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とする。

「高度人材」のイメージ

我が国が積極的に受け入れるべき高度人材とは...

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」

(平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書)

例えば...

- ①高度学術研究活動...基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者
- ②高度専門・技術活動...専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者
- ③高度経営・管理活動...我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

優遇措置の内容

- ・ 複合的な在留活動の許容
- ・ 在留期間「5年」の付与
- ・ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ・ 入国・在留手続の優先処理
- ・ 配偶者の就労
- ・ 親の帯同
- ・ 高度人材に雇用される家事使用人の帯同

法令上の位置付け

- ・ 在留資格「特定活動」の一類型として整備
- ・ ポイント制における評価項目と配点は、告示で規定
- ・ 現在の在留資格に関する要件(在留資格該当性・上陸許可基準適合性)を満たす者の中から高度人材を認定する仕組みとする

制度の見直し

法務省において、制度開始後の実施状況の分析結果を踏まえ、関係省庁、経済界・労働界を交えて早急に制度を見直すこととしている。

規制改革の検討状況

平成25年5月14日
内閣府特命担当大臣（規制改革） 稲田朋美

これまでの経緯

■ 日本経済再生本部（平成25年1月8日、25日）における総理指示

- 各種規制の在り方について、経済再生に資するものから優先的に見直す仕組みを作る
- 「雇用関連」「エネルギー・環境関連」「健康・医療関連」を規制改革の重点分野とする
- 国際先端テストの導入に向けて取り組む

■ 規制改革会議の審議状況

- 1月24日に第1回開催、以降これまで本会議を計8回開催
- 総理指示の「健康・医療」「エネルギー・環境」「雇用」の重点分野に加え、「創業等」に係る分野について、経済再生に資するものから優先的に検討を進めている

健康・医療

健康を維持して長生きしたいとの国民のニーズに応えるとともに、我が国の医療関連産業を世界に展開して国富の拡大につなげることを目指す

主な検討課題

- 一般用医薬品のインターネット等販売(3月8日見解公表)
 - ・ インターネット等で全ての一般用医薬品の販売を可能にし、安全性を適切に確保する仕組みを設ける
- 再生医療の推進(4月17日見解公表)
 - ・ 関連法案の早期提出、平成26年度中の施行
 - ・ 医療機関が細胞培養・加工を外部委託する際の運用ルールの整備
 - ・ 遺伝子治療用医薬品の取扱いの合理化 等
- 医療機器に係る規制改革の推進(4月17日見解公表)
 - ・ 関連法案の早期提出、平成26年度中の施行
 - ・ 医療機器審査の迅速化(過度に詳細な情報要求、審査基準の見直し)と計画的な認証基準の策定
 - ・ 医療機器の保険償還価格についての取扱い(開発インセンティブの向上) 等
- 一般健康食品の機能性表示の容認
 - ・ いわゆる健康食品をはじめ、健康機能を有する成分を含む食品について、機能性表示を可能とする仕組みを整備 等

2

エネルギー・環境

エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消、エコカーの世界最速普及、低炭素社会の実現を目指す

主な検討課題

- 石炭火力発電に対する環境アセスメント(4月1日見解公表)
 - ・ 環境アセスメント手続におけるCO2排出に関する要件を明確化し予見性を向上させる
 - ・ 審査を可能な限り合理化・効率化、手続期間をできる限り短縮
- 再生可能エネルギー発電設備に係る電気保安規制の合理化
 - ・ 風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置
 - ・ 電気主任技術者による太陽光発電設備定期点検の在り方に関する柔軟な検討 等
- 次世代自動車等の普及を加速するための環境整備
 - ・ 天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化
 - ・ 水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備 等
- 低炭素社会の推進
 - ・ プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方 等

3

雇用

多様で柔軟な働き方の充実を図るとともに、求人者と求職者のマッチングを促進する観点から、職業紹介事業の見直しを図る

主な検討課題

- 働きやすい労働環境の整備
 - ・ 勤務地や職種が限定された労働者(ジョブ型正社員)の雇用に係るルールの整備
- 有料職業紹介事業の見直し
 - ・ 有料職業紹介事業における求職者手数料等の検討

保育

■ 保育に係る規制改革(5月2日見解公表)

喫緊の課題である待機児童を解消するため、保育の質を維持しつつ、その量を確保するための具体的な方策をとりまとめ

- ・ 株式会社・NPO法人の参入拡大
- ・ 認可外保育施設への支援拡充
- ・ 第三者評価の充実
- ・ 保育士数の拡大
- ・ 社会福祉法人の経営情報の公開
- ・ 事業所内保育施設の整備促進

4

創業等

起業・新規ビジネスの創出、インフラ関連の内需拡大を契機としたビジネスチャンスの創出・拡大、最適なビジネス環境の整備を図る

主な検討課題

- リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出
 - ・ ベンチャー企業の育成その他の成長支援のための資金供給の促進(クラウド・ファンディング促進のための環境整備、企業内容等の開示の合理化等)
 - ・ 総合的な取引所の創設 等
- インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大
 - ・ 容積率の緩和・区分所有法における決議要件の緩和
 - ・ 先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化 等
- 国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備
 - ・ ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化された情報の利用制限の見直し)
 - ・ 経済社会、技術進歩の動向等を踏まえた安全性に係る規制の合理化(産業用ロボットに係る規制の見直し等)
 - ・ 輸出通関申告官署の自由化 等

5

国際先端テスト

- 戦略分野を育成するとともに、投資先としての日本の魅力を最高水準に引き上げることを目指し、国際比較に基づき検証
- 先行的・試行的に実施する項目について順次各省へ調査依頼を発出し、回答を踏まえ検証
 - ・ 一般健康食品の機能性表示の容認
 - ・ 一般用医薬品のインターネット等販売
 - ・ 天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化
 - ・ 有料職業紹介事業の見直し
 - ・ ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化された情報の利用制限の見直し) 等

今後のスケジュール

- 5月下旬～6月上旬
 - ・ 規制改革会議としての取りまとめ(答申)
- 6月中旬
 - ・ 答申を踏まえ、重要な規制改革事項について「成長戦略」、「骨太方針」へ盛り込み
 - ・ 「規制改革実施計画」の閣議決定

平成 25 年 5 月 14 日

規制改革会議議長

岡 素之

規制改革会議の活動報告(5月－①)

1. 最優先案件

1) 石炭火力発電に対する環境アセスメント

本件に関し、第6回本会議(4/1)にて、当会議としての見解を取り纏め、環境省及び経済産業省に対し1カ月以内に結論を得るよう要請していたが、5/2開催の第8回本会議において、両省より別紙①の内容の回答を受領した。

今後、高効率の石炭火力発電所の新增設が加速されるとともに、日本の最新鋭技術の海外展開によって地球規模のCO2削減に貢献することを期待。

2) 保育

本会議における厚生労働省、自治体(横浜市・東京都)、事業者等からのヒアリングと意見交換を踏まえ、5/2開催の第8回規制改革会議において、当会議としての見解を別紙②のとおり取り纏め、厚生労働省に提示した。

3) 電力システム改革

本件に関連する法案が国会に提出された現状において、当面、当会議の審議対象とはせず、今後の状況を見守りつつ、必要に応じ、対応することとする。

2. 分野別ワーキング・グループ(WG)

5/2開催の本会議において、4つのWG(健康・医療、エネルギー・環境、雇用、創業等)の中間報告を実施。

今後、各検討項目につき、国際先端テストの効果的活用も図りながら、関係各省との協議を進め、5月下旬をめどに当会議としての取り纏めを行う予定。

以 上

(別紙①)

東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（概要）

東京電力による電源入札では石炭火力の落札の可能性。石炭火力は安定供給・経済性に資するが環境面に課題。このため、本入札電源の必要性を確認しつつ、電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むための対応について両省間で議論し、以下の合意が得られた。

1. 電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策のあり方

- ・ 今後作成する国の温室効果ガス排出削減目標と整合的な形で電力業界全体の実効性ある取組の確保が必要。以下を主な内容とする枠組の構築を促す。
 - ① 国の計画と整合的な目標が定められていること
 - ② 新電力を含む主要事業者が参加すること
 - ③ 責任主体が明確なこと（小売段階に着目）
 - ④ 目標達成に、参加者が全体として明確にコミットしていること
 - ⑤ 新規参入者等に対しても開かれており、かつ事業者の予見可能性が高いこと
- ・ 国の計画に上記に沿った自主的枠組みを位置づけ、PDCAを回す。

2. 環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱い

- ・ 国は、今次入札を含め、下記の観点により必要かつ合理的な範囲で審査していく。

(1) BAT (Best Available Technology)

- ・ 常に発電技術の進歩を促し、国際競争力の向上と環境貢献を行うことが重要との考え方に立ち、事業者がBATの採用を検討する際の参考となるよう国が発電技術を下記のとおり整理・公表。
- ・ 事業者は、環境アセスメント手続開始時点（入札の場合は契約後遅滞なく手続が行われることを前提に、入札時点）において、竣工に至るスケジュール等も勘案しながら(B)についても採用の可能性を検討した上で、(A)以上のものとするよう努める。
 - (A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術
 - (B) 商用プラントとして着工済みの発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術
 - (C) 上記以外の開発・実証段階の発電技術

(2) 国の目標・計画との整合性

a) 中期目標との関係

以下の場合においては、国の目標・計画との整合性は確保されているものと整理。

- ・ 上記枠組に参加し、CO₂排出削減に取り組んでいくこととしている場合
- ・ 枠組み構築までの間は、①枠組が構築されれば遅滞なく参加し、②枠組みが構築されるまでの間は、自主的取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの措置を講ずることとしている場合。

b) 2050年目標との関係

- ・ 国は、従来から実施中の研究開発等に加え、炭素貯留適地の調査やCCS Readyの内容の整理等を進め、事業者は、今後の革新的なCO₂排出削減対策について継続的に検討。

3. その他の取組

- ・ エネルギー政策の検討を踏まえたエネルギー転換部門の排出抑制等指針の策定や再エネ・省エネを含め、国及び事業者はCO₂削減に向けた各般の取組を行う。

保育に関する規制改革会議の見解

2013年5月2日
規制改革会議

規制改革会議は、子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、この2年間に待機児童ゼロを目標にあらゆる取組みを行うことを主張してきた。このたび「待機児童解消加速化プラン」が策定され、この2年間に「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育が集中整備される方針が示されたことを評価したい。下記の事項を含むあらゆる措置を講じ、待機児童の解消を目指すべきである

*20万人分…現在の待機児童数は2.5万人(平成24年4月)だが、潜在的なニーズを勘案し、保育需要40万人(2017年度の推計)の半分を2年間で整備するとされている

下記の規制改革事項のうち、●は厚生労働省と合意済みのもの(矢印は今後の運用を注視するポイント)、○は今後の課題である

1. 株式会社・NPO法人の参入を拡大させる

認可保育所を経営する法人の経営形態を自治体の裁量によって制限することなく、社会福祉法人、株式会社、NPO法人がそれぞれ保育サービスの質を高め合い、どのような組織形態であれ良質な保育サービスが提供されるようにすべきである

●保育所の設置主体については、2000年の規制緩和によって制限が撤廃されている。さらに、子ども・子育て支援新制度への移行により、設置主体が株式会社等であることを理由に自治体の裁量で認可しないとといった取扱いは許されなくなることが明文化される。経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する

- 厚生労働省は、通知が出された後の株式会社の参入状況について調査を行い、情報を公表すべきである
- 「加速化プラン」によって賃貸方式の施設整備に支援がなされ、株式会社等による施設経営が容易になることを評価する。さらに「安

心こども基金」に基づく補助金が多様な主体による保育サービスの提供に資するようにすべきである

2. 利用者のニーズに応え、保育サービスを拡充させる

自治体が単独施策で進めている認可外保育施設(認証保育所や横浜保育室)が、認可保育所の基準は下回るものの高い利用者満足を得て、大きな役割を果たしている現実に鑑み、その支援を拡充すべきである

●5 年間で認可保育所への移行をめざす認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする

- ▶ 補助対象となる基準があまりに厳格で、実質的に機能しないことがないよう、今後注視していきたい
- ▶ 現在、自治体認証の保育施設で行われている長時間開所や0歳児保育が認可保育所に移行しても確保されるよう、第三者評価による情報開示(後述)を充実させるべきである
- ▶ 「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体について、上乘せ自体は望ましいにせよ、待機児童が多い場合は、保育の質を維持しつつ量の確保も重視すべきと考える。厚生労働省は自治体の取組の状況について公表すべきである

○親の就業形態、就業の有無にかかわらず、必要に応じて保育サービスを利用可能としていくべきである。多様な経営形態を増やすと同時に、今後の課題として、保護者が多様な保育サービスを直接選べるようにすべきである

○認可外保育施設の保育料は認可保育所より高いことが多く、認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にも大きな負担を背負うことになる。厚生労働省は、保育料負担の格差是正を図る自治体の取組を支援すべきである

3. 保育の質の評価を飛躍的に拡充させる

保育所に対する第三者評価の実施率(2011年度実績 3.52%)はあまりに低い。また、保育の質は、保育士配置や面積など数値による外形基準のみならず、ひとりひとりの子どもを大切に育んでいるかという保育の姿勢や保育の内容、利用者(子どもと保護者)のニーズの充足度などの視点にもより重点が置かれるべきである

- 第三者評価の実施率目標を定めて質の評価を拡充させる。そのために厚生労働省は、2013年度中に評価機関と評価者の質の向上を図り、新制度への移行に合わせて受審率目標を策定する。また、受審のコスト負担のあり方について、新制度施行までに結論を得る
- 今後の課題として、事後的な質の評価の充実にあわせて、認可・認可外全体の利用者の充足度に関する評価や予算上の制約等を勘案し、合理的な最低基準が設定されるようそのありかたを常に見直すべきである

4. 保育士数を緊急に拡大させる

都市部での保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士の資格取得について改善策を講ずべきである

- 保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延ばすことについて、2013年度中に結論を得る
- 保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について、2013年度中に結論を得る
- 保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすべきである。これに伴い試験実施経費が上昇し、試験料(12700円)が上昇することが問題点とされているが、保育士不足の緊急性に鑑み、この5年間だけでも財政措置で試験料を据え置き、回数を増やすべきである。この点について、7月末までに厚生労働省に結論を求める

5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する

保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである

- 2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す
- すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、2013年度中に結

論を得る

6. 事業所内保育施設の設置を容易にする

「加速化プラン」において、事業所内保育施設への支援が充実されることを評価する。多くの事業所で保育施設が整備されるよう、事業所の実態に適合した制度の運用をおこなうべきである

- 事業所で保育施設を整備する際に、避難用の屋外階段設置（保育室が4階以上の場合）が阻害要因となる場合が少なくない。同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について、2013年度中に結論を得る

保育サービスの整備は、各自治体の自主性を尊重しつつ、政府・都道府県・市区町村がそれぞれの役割を果たしているが、三者の連携には課題が少なくない。例えば、政府による市区町村の保育行政の実態把握はいまだ不十分である。今後、保育に関する政策の実効性を高めるために、政府・都道府県・市区町村が戦略と情報を共有し、三者一体で連携を進めていただきたい

以上